(設置)

第1条 本村の豊かな自然と歴史、伝統、文化等をこよなく愛し、その魅力を広く全国に宣 伝するとともに、地域との交流・連携を通じて本村の振興・発展に寄与することを 目的に、東峰村応援団(以下「応援団」という。)を設置する。

(活動内容)

- 第2条 応援団は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動に努めるものとする。
- (1) 本村の様々な魅力、地域資源等の情報発信
- (2) 本村が主催する各種行事への協力
- (3) 観光・交流プログラムを実施している村内の各法人・団体の活動の支援
- (4) 東峰村ふるさと納税事業の推進への協力
- (5) 本村の魅力を掲載する媒体の制作誘導及びイベント等の開催誘致等への支援
- (6) 本村に有益な情報の提供
- (7) 本村への来訪
- (8) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める活動

(入団資格)

- 第 3 条 応援団に入団できる者は、次の各号のいずれの要件にも該当する者とし、村内外 及び国籍は問わないものとする。
- (1) 18歳以上であること。
- (2) 本村主催の事業、イベント等に可能な範囲で参加できること。
- (3) 本村の各種媒体(広報誌、SNS等)に自身の氏名、肩書、肖像等を掲載できること。
- (4) 自らが主体となって、継続的に活動できること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、団員になることができない。
- (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 東峰村暴力団排除条例(平成22年東峰村条例第16号)第2条第2号に規定する暴力団員または暴力団密接関係者
- (3)個人又は特定の団体への利益誘導又は営業、政治、宗教その他特定の私的目的のため

に活動する者

(組織)

- 第4条 応援団は、次に掲げる団員で構成する。
- (1) 東峰村応援団特別大使(以下「特使」という。)
- (2) 東峰村応援団情報発信隊(以下「情報発信隊」)という。)
- (3) 東峰村応援団員(以下「応援団員」という。)
- 2 前項第1号に規定する特使は、本村に所縁がある者であって、経済、産業、学術、スポーツ文化芸能、国際交流、ボランティア等の分野で顕著な活躍があるもののうちから、村長が委嘱する。
- 3 前項第2号に規定する報発信隊は、本村の振興・発展のため、国内外への情報発信能力等に長けたもののうちから、村長が委嘱する。
- 4 前項第2号に規定する応援団員は、本村を愛し、応援したいと考えているもののうちから、村長が登録する。

(登録申請)

第5条 応援団への登録を希望する者は、東峰村応援団員登録申込書(様式第1号)を提出 する方法又は村長が別に定める方法のいずれかによるものとする。

(東峰村応援団登録決定通知及び団員証の交付)

第 6 条 村長は、特使及び情報発信隊として委嘱又は応援団員として登録された団員に対し、東峰村応援団登録決定通知(様式第 2 号)及び東峰村応援団員証を交付するものとする。

(任期)

第7条 応援団員全体の任期は、村長が委嘱又は登録した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、任期満了の日までに辞退の申出がない場合は、任期をさらに1年延長できることとし、以後もまた同様とする。

(団長)

第8条 村長は、応援団の活動を円滑にするため、 応援団に団長1名を置くことができる ものとする。 (退団)

- 第9条 村長は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを退団させることができる。
- (1) 本人から辞退の申出があったとき。
 - 退団に係る申込みは、東峰村応援団退団申込書(様式第3号)を提出する方法又は 村長が別に定める方法のいずれかによるものとし、東峰村応援団退団決定通知(様 式第4号)を交付するものとする。
- (2) 第2条各号に掲げる活動を行うことができないと認められるとき。
- (3) 第3条第2項各号に掲げる要件に該当すると認められるとき。
- (4) 団員としてふさわしくない行為があったとき。
- (5) 本村の名誉及びイメージを著しく損なったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、村長が適当でないと認めたとき。

(報酬等)

- 第10条 応援団の活動は、無報酬で行うものし、この活動に伴う経費及び旅費は、支給しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、村長は、予算の範囲内において、次の各号に掲げるものを必要に応じて支給することができる。
- (1) 村長の要請又は委託に起因する活動及び特使と情報発信隊の活動に関する経費
- (2) 観光パンフレット、広報誌 その他活動に必要な物品

(遵守事項)

- 第11条 応援団は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1)活動地域における信頼関係の保持に努めること。
- (2)活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。団員を退いた後も同様とする。

(村の役割)

- 第12条 村は、東峰村応援団員の活動が円滑に実施できるように、次に掲げる事項を行う ものとする。
- (1) 応援団の活動に関する総合調整
- (2) 予算の範囲内において、特使及び情報発信隊の活動に必要な車両、物品等の確保
- (3)活動地域との調整及び村民への周知
- (4) その他応援団員の活動に関して必要な事項

(庶務)

第13条 応援団に関する庶務は、企画政策課において行う。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。